

日田市障害児に係る児童福祉法施行細則の一部改正について（趣旨）

1. 目的・理由

児童福祉法の一部改正に伴い、引用する規定に条項ずれが生じたことから、所要の措置を講ずる必要があること。

2. 内容

児童福祉法第6条の2の2第5項以降の条項ずれが生じたことに伴い、本規則で規定する条項についても「第6条の2の2第7項」から「第6条の2の2第8項」に、「第6条の2の2第8項」から「第6条の2の2第9項」にそれぞれ改めること。

3. 施行の時期

公布の日から施行すること。

4. 意見公募を実施しなかった旨及びその理由

日田市行政手続条例第37条第4項第8号に該当するため、同条例に定める意見公募手続を実施しなかったもの。

該当理由

他の法令の制定又は改廃に伴い当然必要とされる規定の整理その他の意見公募手続を実施することを要しない軽微な変更として規則で定めるものを内容とする規則等を定めるため。